

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	省略				市長	省略			
	三田市事業評価審議委員会	国庫補助事業の再評価に関する事項についての調査審議	5人以内	2年		三田市事業評価審議委員会	国庫補助事業の再評価に関する事項についての調査審議	5人以内	2年
	省略					三田市まちづくり基本条例検証委員会	三田市まちづくり基本条例の施行状況について意見を述べること。	8人以内	諮問に係る審議が終了するまで
	三田市行政評価委員会	(1) 三田市行政評価条例(平成27年三田市条例第28号。)第5条第3項に規定する外部評価に関すること。 (2) 行政評価の見直しについて意見を述べること。	6人以内	2年		三田市行政評価委員会	(1) 三田市行政評価条例(平成27年三田市条例第28号。)第5条第3項に規定する外部評価に関すること。 (2) 行政評価の見直しについて意見を述べること。	10人以内	2年
	省略					三田市心身障害児保育指導委員会	心身障害児に係る保育所の入所判定及び観察指導に関する事項についての調査審議	12人以内	1年
教育委員会	省略				教育委員会	省略			
	三田市教育振興基本計画検討委員会	市の教育振興基本計画の策定に関する事項についての調査審議	12人以内	諮問に係る審議が終了するまで		三田市教育振興基本計画検討委員会	市の教育振興基本計画に関する事項についての調査審議	12人以内	諮問に係る審議が終了するまで
	省略					三田市立学校園のあり方審議会	(1) 市が設置する小学校、中学校及び幼稚園(以下「学校園」という。)の適正規模・適正配置に関する事項についての調査審議 (2) その他学校園のあり方に関する事項についての調査審議	13人以内	諮問に係る審議が終了するまで
省略					省略				

以下省略

以下省略